

平成26年(再口)第1号
福島県郡山市田村町桜ヶ丘2丁目249番地

- 再生債務者 鈴木 典忠
- 1 決定年月日時 平成26年4月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成26年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 平成26年5月29日から平成26年6月5日まで

平成25年(再口)第10002号
福島地方裁判所郡山支部再生係

- 茨城県筑西市直井1146番地6
- 再生債務者 石井 健司
- 1 決定年月日時 平成26年4月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成26年5月22日まで
- 4 一般異議申述期間 平成26年6月5日から平成26年6月26日まで

平成25年(再口)第10003号
茨城県筑西市直井1146番地6

- 再生債務者 石井 美紀
- 1 決定年月日時 平成26年4月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成26年5月22日まで
- 4 一般異議申述期間 平成26年6月5日から平成26年6月26日まで

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款(平成12年9月29日制定)の一部を次のように変更する。

平成26年3月31日

第31条第1項の表中 「6.46」を「6.05」に、「12.92」を「12.10」に改め、同条第2項の表中 「6.46」を「6.05」に改める。

第34条中「宿泊経理」を削る。

附 則

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第1条第1項及び第2項の規定は、平成26年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

- 平成25年(再口)第13号
京都府守口市大久保町上ノ山43番地の1 藤和ラオウタウソ守治大久保102号
- 再生債務者 西浦 敏三
 - 1 意見聴取に付する再生計画案 平成26年4月15日付の再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 平成26年5月26日まで

平成25年(再口)第10068号
給与所得者等再生による再生計画認可

- 京都地方裁判所第5民事部再生係
- 東京都町田市森野6-330-8
- 再生債務者 鶴屋元太郎
 - 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 平成26年1月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年(再口)第5号
旭川市神楽岡5条7丁目1番20号 清水ペンションC102

- 再生債務者 金子 健之
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年4月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。したがって、公告します。

この合併の概要は、次のとおりです。

一、効力発生日は、平成二十六年九月一日とします。

二、合併後存続する甲の資本金の額は、七百億円となります。なお、合併による資本金の額の増加はありません。

三、この株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行してないため、この新株予約権者に対する新株予約権または金銭の割当ては行いません。

四、乙の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日において甲に引き継がれます。また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に変更した。また、

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度の有価証券報告書提出済
平成二十六年五月八日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番一号
株式会社損害保険ジャパン
取締役社長 櫻田 謙悟
- (乙) <http://www.nipponkoa.co.jp/ir/>
平成二十六年五月八日
東京都千代田区霞が関三丁目七番三号
日本興亜損害保険株式会社
取締役社長 二宮 雅也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億二千四百万円減少することにした。したがって、公告します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年五月八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
プロロニス・ジェイエフ・サブ有限公司
取締役 田所 広有

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年六月十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定め、また、この公告をします。

平成二十六年五月八日
東京都台東区蔵前一丁目五番一号
株式会社テクノフレックス
代表取締役 前島 岳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年六月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定め、また、この公告をします。

平成二十六年五月八日
大阪府茨木市横江一丁目二番二二号
株式会社フォトボルテック
代表取締役 池田 真樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。したがって、公告をします。

平成二十六年五月八日
札幌市中央区南一条西二丁目
株式会社山崎火薬銃砲店
代表取締役 山崎 昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。したがって、公告をします。

平成二十六年五月八日
東京都世田谷区若林一丁目二九番二号
昌栄電機株式会社
代表取締役 田口 人生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。したがって、公告をします。

平成二十六年五月八日
東京都港区西新橋三丁目二番八号
株式会社アイ・プロモーション
代表取締役 伊藤 理以